2スキームでみる貿易保険

貿易保険には<u>2スキーム</u>があります。それは貿易保険を運営している独立行政法人日本貿易保険(監督官庁は経済産業省。)と取引信用保険の名称のもとで運営している民間の損害保険会社(監督官庁は金融庁。)です。

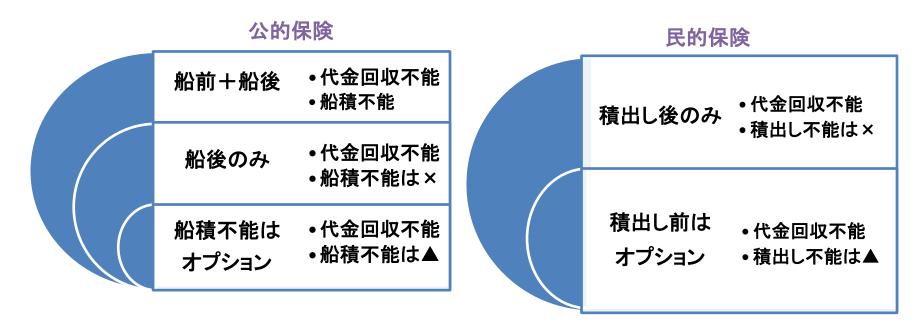
ここでは、貿易保険コンサルタントの立場のもとで、同一テーマにより2スキームの 概略をご紹介するものです。



海外取引時に・・ユーザンス180日以内の案件・・・無料相談受付中(03-6365-1631)

対象貨物の転売による難易度を考慮して貿易保険で備えましょう!

(注)ユーザンス180日以内における海外取引の懸念では、主に船積不能と代金回収不能が想定できます。それらに備えるのが貿易保険です。(http://tradesemi.comの1番参照。)



船積不能の懸念: 与信額にメドをつけて商談が成立しても、契約通りに船積みができるかどうかがあります。バイヤーからの注文通りに船積み貨物が完成しても、バイヤー側で貨物を引き取れない事態(内戦状態等)が発生したり、またはバイヤーが経営破綻に陥ったりしますと、どうしょうもありません。それは、船積みが無事にできるかどうかの懸念と言えます。(船積不能)

その場合、対象貨物の転売の難易度がポイントになることがあります。例えば、船積不能貨物に汎用性がありますと、簡単に転売を図ることにより、損失額を圧縮できることがあります。それが汎用性がなく、バイヤーからの特別注文に基づいたものですと、転売は非常に難しく、転売できたとしても圧縮の余地が少なく、船積不能に対する備えが求められます。

代金回収不能の懸念:船積みが無事に完了し、後はバイヤーからの貨物代金の回収を図ることになります。その場合、船積みの直後にバイヤーが破産に陥ったり、またはバイヤーが現地通貨払いを行っても、現地国政府が実施した為替制限により外貨送金ができなかったりすることがあります。(代金回収不能)

その場合、破産の場合は、債権届出手続き等によりいくばくかの精算配当金が支払わるかもしれません。また、外貨送金遅延の事態になりますと、別途債権国会議の場(パリ・クラブ)でもって国際間での繰延協定の対象になったりしますと、非常に時間もかかり、代金回収不能に対する備えが求められます。

保険事故時に…ユーザンス180日以内の案件…無料相談受付中(03-6365-1631) 実損額をとらえましょう!

(注)保険事故が発生したときの損失額は船積み日を境にして船積前事故では船積不能に陥った貨物の仕入原価(製造原価)からとらえた実損額、そして船積後事故では輸出貨物の未回収額です。(http://tradesemi.comの2番参照。)

公的保険

◆船積み後では船積貨物の未回収額からとらえること。

◆船積み前では船積価額の FOBベースからとらえること。

セラーは、手元にある事故貨物を有利に転売を図り、実損額を明らかにします。

貨物代金額(FOBベース)

- ▲船積不能貨物の「処分代金」
- ▲支出しなくてもよくなった「支出費用」
- ▲セラー側の儲け分にあたる「期待利益」
- ▲バイヤーから受領した「前受金」(受領すべき額を除く。) 損失額(主に転売差損)

セラーは、バイヤーから貨物代金を回収できなくなり、未回収額を 明らかにします。(支払期日単位)

決済されるべき額(支払期日現在)

- ▲決済された額(損失発生通知時現在)
- <u>▲保険金請求時までに支払われた額(保険金請求時現在)</u> 損失額(未回収額)

民的保険

◆積出し後では総請求額の不 払額からとらえること。

◆積出し前では輸出貨物の調 達費用からとらえること。

セラーは、事故貨物を有利に転売を図り、実損額を明らかにします。

事故貨物を調達したときの支払額

<u>▲転売したとの回収額(待機期間満了時現在)</u> 損失額(総費用)

セラーは、バイヤーに対する総請求額から不払額を明らかにします。(債権単位)

総請求額

▲総回収額(待機期間満了時現在) 損失額(正味債権額)

損失等発生通知時に…ユーザンス180日以内の案件…無料相談受付中(03-6365-1631)

回収業務のアウトソーシングを図りましょう!

(注)損失等発生通知までは、セラーの自主判断のもとで対象バイヤーから回収を図りますが、損失等発生通知後になりますと、回収行為の主体者はセラーから保険者側に移ることがあります。その場合、積極的に活用するのはサービサー(取立専門会社のこと。)の回収です。(http://tradesemi.comの3番参照。)

公的保険

◆保険金の請求時に保険者あてに対象債権に係る権利行使等を委任することを義務付けておりますが、セラーからの委任により保険者が回収行為の主体者になること。

具体的には、サービサーに回収行為を委ねることがあります。その場合、回収が奏効してはじめて手数料が発生するという成功報酬払い(20%から30%)があります。

しかし、それは、サービサーに受託してもらえなかったり、 またはセラー側で回収交渉を継続した方が合理的と判断さ れたりすることがあります。その場合、セラーは保険者から 回収方策の指示書を受けることになります。

その後、セラーはその指示書に基づいた回収方策を実施し、いろいろな事象面に保険者の指示を求めて回収にあたるようになりますが、それは回収協力義務として位置づけるものです。そして、セラーがどのように協力しているかについては、随時、かつ、定期的(保険金請求後は3月毎、支払期日等の2年経過後からは1年毎。)に報告しなければなりません。

また、セラーがその指示書に基づいて回収協力を行いますと、回収費用が発生することがあります。それは、保険金の請求後6月毎に負担請求することができます。その場合、回収費用総額(=出張費用+法的手続費用+その他費用)に所定の代位比率(支払保険金額÷対外未回収額×100%)で配分した額にあたりますが、支出したことを確認できる資料(例:インボイス、支払伝票、出張報告書、出張スケジュール表等)が求められます。

民的保険

◆セラーからの希望により保険会社 が全面的に回収介入にあたること。

セラーは、保険会社に全面的な回収介入を希望しますと、先ず、バイヤーあてにデマンドレター等でもって 督促してもらう保険会社があります。

その場合、保険会社は支払遅延通知書でもって、意向を伺ってから全面的回収介入がはじまりますから、そのときは回収行為の主体者が保険会社です。但し、それがセラーにより希望されませんと、その主体者はセラーのままです。

成約時に…ユーザンス180日以内の案件…無料相談受付中(03-6365-1631)

対象国が謝絶国等なっていないかどうか点検しましょう!

(注)保険契約締結日現在の国別引受基準により一括前払いするという公的保険の保険メニューや最低保険料を支払い、保険期間の期末に精算払いする民的保険の保険会社があります。そこでは、保険契約は完結しておりますから、その後に国力テゴリーが変更しても保険料の影響を受けることはありません。それがあるとすれば更新段階です。しかし、公的保険のうちセラーが取引の都度に保険を申込みする保険メニューを希望した場合、保険申込みの前に当該変更がありますと、保険料に影響を与えることがあります。(http://tradesemi.comの4番)

公的保険

- ◆保険申込日現在の国別引受基準を適用すること。
- ◆船積確定通知に先立って国カテゴリーが変更されても輸出契約等 締結日に遡って国別引受基準を適用すること。
- ◆保険料を1年分の一括前払いする案件であって、保険契約締結日 現在の国別引受基準を適用すること。
- ◆国別引受基準日=保険申込日:保険申込日等に先立って国カテゴリーの変更がありますと、変更後の国別引受基準が適用されます。それは国際競争力に少なからず影響を与えることがあります。そこでは、2年未満案件の国際競争入札案件では6月の激変緩和措置を期待できる保険メニューがあります。
- ◆国別引受基準日=輸出契約等締結日:保険関係の成立手続きに 先立って国カテゴリーの変更(格付け変更を含む。)がありましても、 国別引受基準日が輸出契約等締結日まで遡ることにより変更前に おける国別引受方針等を適用する保険メニューがあります。(確定 前通知での対応。)
- ◆国別引受基準日=保険契約締結日:保険料を1年分の一括前払いという保険契約を締結しておりますと、その後に国カテゴリー等が変更しましても、既に保険契約は完結しており、是正されないという保険メニューがあります。

民的保険

- ◆保険料の1年分を一括前払い(但し、 最低保険料で期末時に精算払いする もの。)する案件であって、保険契約締 結日現在の国別引受基準を適用する こと。
- ◆国別引受基準日=保険契約締結日:保険料を1年分の一括前払い(但し、最低保険料で期末時に精算払いするもの。) という保険契約を締結しておりますと、その後に国カテゴリー 等が変更しましても、既に保険契約は完結しており、是正されないという保険会社があります。(更新時の適用。)

信用調査時に…ユーザンス180日以内の案件…無料相談受付中(03-6365-1631)

「財務データ」の非開示バイヤーに対して保険者への開示を働きかけましょう!

(注)信用調査機関による「勝手調査」のもとでは、バイヤーによる「財務データ」の非開示を受けることがあります。公的保険では保険を利用する前にセラーに付保予定バイヤーに対する信用調査を手配してもらいますが、更新調査の段階においては保険者が信用調査を実施します。しかし、民的保険ではどういう場合でも対象バイヤーに対する信用調査を実施するという保険会社があります。 (http://tradesemi.comの5番参照。)

公的保険

- ◆保険利用前の新規調査⇒セラー発注
- ◆保険利用後の更新調査⇒保険者発注

一定期間の付保が認められたバイヤーのうち、保険者が保険 責任を負っているバイヤーを中心とした「海外商社名簿」を作成し ております。

セラーは、保険の利用に先立って対象バイヤーがその「海外商 社名簿」に登録されているかどうか点検します。そして、登録され ていないことが判明しますと、セラーは保険者経由も含めて信用 調査機関あてに信用調査を発注し、「信用調査報告書」を手配し ます。(例:民間企業の場合。)

そこでは、「財務データ」が「信用調査報告書」に記載されていたり、そうでなかったりすることもあります。いずれの場合でも、セラーはその原本に基づいて「海外商社名簿」への登録手続きをすすめます。(付保申込日等の原則15日以上前までのこと。)

そして、セラーは保険を利用することになりますが、その翌年度 でも継続的に付保していますと、今度は保険者が当該バイヤー に対して更新調査を実施し、バイヤー評価を行うわけです。

民的保険

- ◆保険料の見積時調査⇒保険会社発注
- ◆保険期間の期中の新規調査⇒保険会社発注

海外バイヤーの信用力等に対して海外信用調査部門のアライアンスのもとで常時監視している数千万社の企業を収録し、データベースを構築している保険会社があります。

セラーは保険会社に保険料の見積もりを依頼しますと、保険会社はそのデータベースに検索し、まずヒットすれば、直ちに与信額の目安を付けるようにします。また、保険会社は、それに見合った保険料を見積もることができます。しかし、それがヒットしませんと、その段階で保険会社は信用調査機関に対して信用調査を依頼します。そして、保険会社は、「信用調査報告書」を取得してから、そのデータにより与信額に目安を付けるようにします。

その後、セラーが保険契約を締結しますと、セラー自身が保険会社のデータベースを利用できるようになり、同様なやり方になります。そこでは、バイヤー側の「財務データ」の非開示により、与信額にメドがつかないことがありますと、当該保険会社の海外支店網を利用し、現地店のアンダーライターを通じてバイヤー訪問等してもらい、与信額にメドを付ける保険会社があります。

与信取引時に…ユーザンス180日以内の案件…無料相談受付中(03-6365-1631)

保険者の審査力により与信業務のアウトソーシングを図りましょう!

(注)公的保険では記名式のもとでバイヤーの信用力を格付けで明らかにし、所定の「海外商社名簿」に登録することが求められております。しかし、民的保険では通常バイヤーを記名式で付保し、オンラインによる一覧表示により確認することができますが、無記名式でも対応する保険会社があります。(http://tradesemi.comの6番参照。)

公的保険

◆バイヤーの格付けは属性(形態と調査の 状況)別の記号(名簿区分)に信用状態等に 応じた記号(与信管理区分)+信用状態の悪 化等に応じた記号(事故管理区分)を組み合 わせたもの。

バイヤーの格付けは(イ)保険料率の水準、(ロ)てん補率の制限、および(ハ)信用危険の可否等を決めるのに役立ちます。

具体的には、与信管理区分では<u>政府機関(G)、銀行(S)、民間企業</u>(E)、<u>その他(P)という属性別のアルファベットに信用力に応じたアルファベットを組み合わせたものです。そこでは、政府機関は3組(GS, GA, GE)、銀行は2組(SA, SC)、民間企業は5組(EE, EA, EM, EF, EC)、その他は3組(PN, PU, PT)です。</u>

また、事故管理区分ではバイヤーの属性(G, S, E)に信用力の悪化に応じたアルファベット(RとB)を組み合わせたものです。

また、民間企業に関しては、「財務データ」の有無により格付けの優劣を左右することがあります。例えば、直近2期連続の「財務データ」があった場合には、一定水準以上の純資産額(資産額から負債額を差し引いた額のこと。)等によって「優良企業」や「信用状態良好な企業」と意味づけた格付けがあります。(EE格とEA格)そこでは、プロジェクト案件を中心とし、与信額が事実上青天井(500億円以下は原則OK。)ということがあります。

また、直近2期連続の「財務データ」がありませんと、信用状態に「不安定要素のある企業」と意味づけた格付けがあります。(EF格)

しかし、「財務データ」の内容により、「信用状態や財務内容に不安な企業」と意味づけた格付けもあります。(EC格)そこでは、船積み前の倒産リスクをてん補しますが、船積み後の信用危険を「不てん補扱い」にするものです。

民的保険

◆記名式では、保険会社の審査力を 例えば、@の数と10段階評価として 示すもの。

◆無記名式では、小口案件に対して セラーの審査力にまかせるもの。

記名式では、バイヤーの格付けを与信額の目安に役立てる保険会社があります。それは、どんな国に対しても同一の尺度になるものです。これらは、対象バイヤーの与信額の設定に際して同時に明らかにすることになります。(オンラインで一覧表示。) <事前審査での対応。>

無記名式では、セラーの審査力に委ねるものです。セラーは、 大口案件に加えて任意与信可能契約付の包括契約を締結する ことがあります。それは、支払遅延通知書の提出時にはじめて 対象バイヤーを明らかにする案件です。

それは、対象バイヤーが数百社にも及んだり、取引額が少額であったりする場合にバイヤーの信用力の判断をセラーに任せることになります。<事後審査での対応。>

成約時に…ユーザンス180日以内の案件…無料相談受付中(03-6365-1631)

バイヤーの与信枠(個別保証枠、クレジットリミット)等を点検しましょう!

(注)公的保険では個別系のもとで引受の上限額になりますが、民的保険では包括系のもとで損失額の上限にする保険会社があります。(http://tradesemi.comの7番参照。)

公的保険

◆実際の契約に基づいた個別保証 枠残高確認。_



個別系に係る成立制限

セラーは、民間企業(EE格、EA格、EM格、EF格)のバイヤーに対して海外商社名簿の登録時に個別保証枠を設定してもらうという個別系の保険メニューがあります。その個別保証枠は、その残枠がある限り、誰でも利用できるものです。その申請に際しては、実際の輸出契約書等がエビデンスとして求められております。

<事前審査での対応。>

そのため、セラーは輸出契約等を締結してから個別保証枠の残高確認を申請しなければなりません。もしも競合他社が存在していますと、「早い者勝ち」の論法になるというものです。もしもその確認ができなければ船積みを実行しないという与信管理方針が徹底しておりますと、それを遵守すればよいことになります。しかし、難しいこともでてきます。そこでは、個別保証枠の残高確認を輸出契約等の有効条件にできないかどうかがあります。そうすれば、TT後払い条件⇒信用状取引やTT前払い条件に変更しやすくなるかもしれません。

民的保険

◆1年単位の与信のピークに基づいたクレジットリミットの設定。_

包括系に係る損失額の上限

クレジットリミットは損失額の上限とする保険会社があります。そこでは、セラーは1年単位の最大債権残高+例えば30日程度の 請求期間分等を加えて「クレジットリミット」の希望額を見積もり、 そのまま申請するものです。通常、クレジットリミットは、包括契約 の締結時に設定してもらうことになりますが、保険期間の期中に 新規バイヤーとしてクレジットリミットを申請するときは商品の積出 し前に求められております。但し、その場合、輸出契約書等のエビデンスが求められるものではありません。それは、クレジットリミットの残高確認を含めて、セラーによる自己管理に委ねられております。セラーが実際の輸出契約書等(当該バイヤーに対して 過去1年間遡って発行した請求書のこと。)をエビデンスとして明らかにするのは、保険金請求書の添付書類になる段階です。

<事後審査での対応。>

もしも、クレジットリミットがバイヤーの与信力で設定できなかった理由のうち、「不健全な経営状態」の場合には、保険会社の審査力を尊重し、商談条件の見直しを図ることが望まれます。

成約時に…ユーザンス180日以内の案件…無料相談受付中(03-6365-1631)

バイヤーの支払限度額(バイヤー単位、セラー単位)等を点検しましょう!

(注)公的保険では包括系と個別系にかかわらず<u>バイヤー単位</u>での支払限度額の総額とする保険メニューがあります。しかし、民的保険では包括系のもとで事実上トップ1バイヤーの与信力でもって設定された<u>セラー単位</u>での支払限度額とする保険会社があります。 (http://tradesemi.comの8番参照。)

公的保険

- ◆支払限度額はバイヤー別の輸出実績額等でもって設定するもの。 (バイヤー単位)
- ◆継続的取引の保険メニューに対して保険利用バイヤーの格下げが行われても不適用のものがあること。

セラーは、直近の輸出実績額(付保実績額)に希望額を上乗せしょうとし、「信用調査報告書」を取り寄せても、そこでは「最新の財務データ」を非開示にするものがあります。そのときは、希望通り支払限度額を設定してもらえないことがあります。セラーは当該バイヤーに直接アプローチし、「財務データ」を直接入手できるかどうかです。それが入手できなければ、TT後払い条件⇒TT前払い条件や信用状条件を申し出るか、それとも「裸与信」のまま与信取引を継続するかどうか判断しなければなりません。

また、民間企業のうち期中にEC格(<u>船積み前の倒産リスクをてん補しますが船積み後の信用危険を「不てん補」にするもの</u>。)までダウンしても保険期間の期末までそのまま維持されるという継続的取引で設定してもらう支払限度額に係る個別系および包括系の保険メニューがあります。一方、事故格付けのER格/EB格までダウンした場合は、EC格の場合と異なって当該期末まで格付が維持されることはありません。すなわち、ER格は非常危険に対して保険がかかりますが、EB格は非常危険に対しても保険がかかりません。

民的保険

◆支払限度額はトップ1バイヤーの信用力等でもって設定するもの。

(セラー単位)

セラーは、トップ1バイヤーの信用力でもって設定しようとしても設定してもらえない保険会社があります。それは当該トップ1バイヤーだけの問題でなくなり、その信用力の肩代わりをトップ2、3,・・・等々に求めてセラー単位を維持しようとしますが、トップ1バイヤーに保険がかかりませんと、包括契約を締結する意義が失われることがあります。

通常、複数のバイヤーに対して保険事故が発生しますと、その複数バイヤーにおける保険金支払予定額の合計額が包括契約時に設定された支払限度額の範囲内でなければなりません。その支払限度額は、通常トップ1バイヤーのクレジットリミットの90%相当額であって、予想保険料の整数倍としてとらえることがあります。

この場合、保険契約の方式は包括系ですが、トップ1バイヤーの与信力でもって、事実上保険料まで視野に入れることができます。そこでは、その保険料は予想売上高のボリューム(トップ1バイヤー+その他バイヤー)により保険料率を左右するようになりますから、その他バイヤーにとっては、スケールメリットを期待することができます。

もしも、トップ1バイヤーの与信力で設定してもらえなかった理由のうち「財務データ」の非開示の場合には、セラーはトップ1バイヤーの与信力を高めるために保険会社の海外支店網等を通じてトップ1バイヤーの経営実態と財務内容をとらえてもらうように手配し、希望通りにトップ1バイヤーの信用力に基づいた支払限度額を設定してもらうことも想定できます。

保険選択時に…ユーザンス180日以内の案件…無料相談受付中(03-6365-1631)

与信取引の形態(継続的取引、スポット取引)等を点検しましょう!

(注)公的保険では、継続的取引やスポット取引(プロジェクト取引)の有無やボリュームで決まったり、あるいは対象貨物に対する転売の難易度で利用できる保険を決めることがあります。しかし、民的保険では、外資系損保会社かそれとも日系損保会社にするかどうかという保険者自体を選ぶことになります。(http://tradesemi.comの9番参照。)

公的保険

- ◆貿易量3億円未満の継続的取引ものを対象とする個別系の保険メニューのほか、その貿易量が3億円以上の継続取引、かつ、ユーザンスが1年以内と1年超から2年未満別を含めるものに分かれる包括系の保険メニューがあること。
- ◆スポット取引で3月先における与信の動きを摑めないものを対象にする保険メニューがあること。
- ◆プロジェト取引で貿易一般保険関係特約を締結しているものを対象にする保険メニューがあること。
- ◆貿易量の3億円未満+継続的取引:シニセ取引等であって、1年単位で与信のピークを見積もり、それに基づいて支払限度額を設定してもらう個別系の保険メニューがあります。(ユーザンス180日以内。)
- ◆貿易量の3億円以上+継続的取引:特約で決めた包括単位(部門単位や貨物単位)のもとで対象バイヤーに対する与信のピークを見積もり、取引の都度にかける包括系の保険メニューがあります。
- ◆スポット取引:実際に手元に輸出契約書等が存在してはじめ個別保証枠の残高を確認してもらう個別系の保険メニューがあります。そこでは、(1)例えば注文生産に応じた機械等のように船積み前の懸念も含めてかける個別系のもの、また、(2)例えば食品等のように船積み前の懸念がなく、かつ、銀行からの借入条件に対して保険を担保的に扱い易いもの、更には(3)D/P、D/Aの荷為替手形を買い取った銀行にかけてもらうものといういろいろの選択肢を想定することができます。

民的保険

- ◆継続的取引、かつ、ユーザンス180日 以内を前提とし、包括定義のもとで対象 取引の絞り込みができること。
- ◆継続的取引:包括定義のもとでその範囲内のすべての与信取引に付保するという保険会社があります。(ユーザンス 180日以内。)

そこでは、約款上は(A)前受金取引、(B)確認信用状取引、(C)現地法人取引および(D)政府取引等は対象外取引ですが、それ以外には例えば(E)信用状取引、(F)日系現地法人のうち上場企業等を除外すること等を想定することができます。

保険手続時に・・・ユーザンス180日以内の案件・・・無料相談受付中(03-6365-1631)

対象契約と保険データとの照合作業(事故案件、全付保案件)等を点検しましょう!

(注)公的保険では、輸出契約書等とのすり合わせに対して(1)保険事故案件だけのものと(2)付保時から全案件におよぶという2類型のものがあります。しかし、民的保険では、輸出契約書等とのすり合わせ度合いを事故案件だけとする保険会社があります。 (http://tradesemi.comの10番参照。)

公的保険

- ◆支払限度額に保険料率を乗じて 得た保険料を前払いし、保険事故 が発生した段階ではじめて輸出契 約等の明細を明らかにするものが あること。
- ◆輸出契約等の明細により付保時から保険事故時までに全案件をスリ合わせるものがあること。
- ◆スリ合わせ=保険事故案件:保険事故が発生してはじて輸出 契約等の明細を明らかにする保険メニューがあります。(ユーザンス180日以内。)

例えば、(イ)<u>船積み前</u>では保険事故時までの船積状況に基づいた未船積価額、(ロ)<u>船積み後</u>では同様に決済状況に基づいた 未回収額をとらえます。そこでは、保険事故案件だけを照合する ことになります。**<事故案件での照合。>**

◆スリ合わせ=付保時から全案件にスリ合わせがおよぶもの: 付保時に輸出契約等がありますから、それに基づいて保険申込 書等を記載し、保険データ等と照合する保険メニューがあります。 例えば、輸出契約等の明細から(イ)船積み前ではFOB相当額、 (ロ)船積み後では前受金を除いた貨物代金額を保険申込書等 に転記し、保険対象額とします。そして、保険事故が発生した場 合には、その保険対象額から船積状況や決済状況をマイナスし て未回収額をとらえます。そこでは、全付保案件を照合することに なります。<全付保案件での照合。>

民的保険

- ◆予想売上高に保険料率を乗じて得た保険料を前払いし、かつ、保険期間の期末時に確定売上高により精算払いし、保険事故が発生した段階ではじめて事故債権の明細を明らかにすること。
- ◆スリ合わせ=保険事故案件:保険事故が発生してはじめて 事故対象債権の明細を明らかにする保険会社があります。 (ユーザンス180日以内。)

例えば、<u>(イ)積出し前</u>では総費用(=総支払額ー総回収額)、<u>(ロ)積出し後</u>では未収債権額(=総請求額ー総回収額)をとらえます。そこでは、保険事故案件だけを照合することになります。**<事故案件での照合。>**

付保時に・・・ユーザンス180日以内の案件・・・無料相談受付中(03-6365-1631)

付保の頻度(一括、取引都度)、保険料の支払方法(前払い、後払い)や保険関係の成立要件(自動成立、売上高報告)等を点検しましょう!

(注)公的保険では、保険申込みの頻度に対して(1)一括申込みだけのものと(2)取引都度の申込むという2類型のものがあります。しかし、民的保険では、保険申込みの頻度を一括申込みだけとする保険会社があります。(http://tradesemi.comの11番参照。)

公的保険

- ◆個別系のもとで一括申込みし、一 括前払いするが、保険料の精算を 要しないものがあること。
- ◆取引の都度に保険を申込みし、そ の都度照合するものがあること。
- ◆申込み頻度=一括申込みで前払い:セラーは支払限度額を設定してもらってから、保険契約を締結し、1年単位の保険料を納付するだけになります。(輸出契約締結時に保険関係は自動成立。)

しかし、保険期間の期末時において当初の見積もりと比べて売上が ダウンしたことがはっきりしても、実際の船積実績に基づいて当該支 払限度額が見直されることはありません。そこでは、保険料の精算が ありませんから、1年単位の与信のピークは過去の延長線上でとらえ るのではなく、よく見定めてから支払限度額を希望することになります。

◆申込み頻度=取引都度で後払い:セラーは実際の輸出契約書等が手元にありますので、その輸出契約の内容を保険申込書等に転記し、所定の申込期限等内に保険申込書(船積確定通知書を含む。)等を作成し、オンライン申込等したり、保険窓口に持ち込んだりします。その後は、保険者から照合台帳等が提供されますと、セラーはミス記入がないかどうかすり合わせを行います。例えば、実際の輸出契約等に基づいた船積期日と船積価額(FOBベース)、支払期日と決済額等を照合することになります。

民的保険

- ◆包括定義のもとで一括申込みし、 最低保険料を前払いした後、保険 期間の期末に保険料の精算を要 すること。
- ◆申込み頻度=一括申込みで前払い: セラーは将来契約に対する予想売上高に保険料率を乗じて算定した予想保険料のうち最低保険料を支払い、包括保険契約を締結し、後は付保対象バイヤーの国別売上高を四半期毎に報告します。(保険関係の成立要件。)

そして、期末段階では国別の累計額とした売上高の報告 に基づいて保険料を精算しますから、多少売上が落ちこん でも対応できる保険会社があります。

内容変更時に…ユーザンス180日以内の案件…無料相談受付中(03-6365-1631) 内容変更の要件(多い、少ない)と取扱い(オプション、事前申請)等を点検しましょう!

(注)公的保険では、所定の内容変更の要件として包括系は変更日から1月以内、かつ、所定の内容変更等通知期限内、個別系はオプションのもとで所定の内容変更等通知期限内に通知します。しかし、民的保険では、例えば、特定3要件に係る支払期日の延長手続きは保険会社あてに事前に変更承認申請し、あらかじめ承認を得てから変更を加えることができるという保険会社があります。 (http://tradesemi.comの12番参照。)

公的保険

- ◆内容変更に僅少な要件のもの があること。
- ◆内容変更の要件に該当してもオプ ション扱いがあること。
- ◆内容変更の要件が僅少なもの:他の保険メニューにある期日延長等という変更要件がありませんが、支払限度額の増額や仕向国の追加を加えている保険メニューがあります。
- ◆内容変更の要件に該当してもオプション扱いがあるもの:セラーは 引受基準に照らしてその範囲内(基準内案件)にあたる変更要請を受けますと自己判断で決めて、その結果を保険者に変更通知します。 その場合、オプションになっているのは個別系であり、それが義務付けられているのが包括系です。
- 一方、セラーは引受基準に照らしてその範囲外(基準外案件)にあたる変更要請を受けた場合には、基準内案件と異なって通知するかどうかはオプション扱いです。それは個別系でも包括系でも同様です。しかし、セラーは変更通知しようとする場合には、変更通知に先立って保険者から事前承認を得なければなりません。そこでは、保険者の意向を踏まえて変更要請に応じるわけです。但し、500億円超やイラク向けの一部の案件ではオプション扱いがなく、保険者あての事前承認申請が求められております。

民的保険

- ◆内容変更の要件が特定のものに限られていること。
- ◆内容変更の要件が特定のものに限られているもの:セラーはバイヤーから延長要請を受けますと、自己判断のみで決めるのではなく、保険者からの事前承認を得てから決めるという保険会社があります。

例えば、(1)支払期日の延長後の新期日が最長決済期間をはみ出す案件があります。その最長決済期間は支払遅延通知事由発生日ですから、支払期日の延長に応じて「支払遅延通知期限」を繰り下げるかどうかの問題が発生します。また、(2)クレジットリミットの撤回後の延期要請や(3)支払遅延通知後の延期要請も同様に対象バイヤーに対する重点管理が求められる案件です。そういう特定案件に限ったものです。

損失等発生通知時に・・・ユーザンス180日以内の案件・・・無料相談受付中(03-6365-1631)

その事故通知日の起算点(支払期日、最長決済期間)等を点検しましよう!

(注)公的保険では、保険証券等に記載された船積期日や支払期日別(通貨が異なったときは通貨別のもの。)に損失発生額をとらえて提出します。しかし、民的保険では、支払遅延通知期限現在の事故対象債権を一括提出するという保険会社があります。(http://tradesemi.comの13番参照。)

公的保険

◆損失通知事由発生日=支払期日、かつ、その提出期限はその支払期日+45日になっているの。

セラーは、支払期日別(船積期日別を含むこと。)に損失等発生通知書を提出し、それが保険金請求の要件となっています。その場合、損失発生額は、<u>船積み前では</u>船積価額(FOBベース)から船積状況をマイナスした未船積額とし、<u>船積み後では</u>前受金を除いた貨物代金から決済状況をマイナスした未回収額(=決済されるべき額)です。損失額は、その損失発生額から所定の控除額(例:回収不能貨物等の「処分代金」等)を差し引いてとらえます。

そこでは、保険申込み要領が一括申込みであっても、 取引都度の申込みであっても、同様です。

民的保険

- ◆支払遅延通知事由発生日=<mark>最長決済期間、かつ、その提出期限はその最長決済期間+30日になっているもの。</mark>
- (注)最長決済期間とは、保険料の見積時に セラーから提供されたバイヤーリストのうち 最長支払日のデータにより定められたものを 指し、オーダーメイド型の保険設計例。

セラーは、最長決済期間が間近くなりますと、バイヤーからの 延長要請に応じて支払遅延通知書を繰り下げるか、それとも包 括契約で定めた通りに支払遅延通知書を提出するかどうか方 針を決めることが重要です。

そして、支払遅延通知書を提出することになりますと、最初に 最長決済期間が到来した請求書案件にあわせて支払期日の到 来しているすべての請求書案件を含めるという保険会社があり ます。

そこでは、<u>総債権額ー総回収額=未収債権額</u>とし、セラーは 保険会社に対して全面的な回収介入を希望するかどうか決めな ければなりません。

保険金請求時に・・・ユーザンス180日以内の案件・・・無料相談受付中(03-6365-1631)

損失額から回収金等を控除した後、損失額(契約額単位⇒支払期日別未回収額、 総債権単位⇒正味債権額)等を点検しましょう!

(注)公的保険では、船積みの前後により(1)損失額にてん補率を乗じて保険金支払予定額を求めるもの(但し、保険金額を上限。)と(2)損失額に付保率を乗じて求めるもの(但し、保険金支払限度額を上限。)があります。一方、民的保険では、積出しの前後とも損失額に縮小てん補率を乗じて保険金支払予定額を求めるもの(但し、保険金支払限度額を上限。)とする保険会社があります。(http://tradesemi.comの14番参照。)

公的保険

- ◆船積み後では付保するときの割合 (非常の原則97.5%、信用の9 0%)でてん補すること。(比例てん補 制。)
 - ◆船積み前では所定のてん補率 (非常の95%、信用の80%)でて ん補すること。(実損てん補制。)
- ◆船積み前:船積不能事故に該当するものであって、保険事故の確定後に事故貨物を処分し、算式は次のとおり。

未船積価額一控除金額=損失額

損失額×船前てん補率=保険金支払予定額≦保険金額 (注)「船前でん補率」とは、船前非常危険の95%、船前信用危 険の80%を指します。

◆船積み後:代金回収不能に該当するものであって、貨物代金に対する未回収額に船後付保率を乗じますが、算式は次のとおり。 決済されるべき額一(決済額+控除金額)=損失額 損失額×船後付保率=保険金支払予定額≦保険金支払限度額 (注)「船後付保率」とは、船後非常危険の原則97.5%、船後信 用危険の90%を指します。

民的保険

◆対象バイヤー別に設定されたクレジットリミットと比べてとらえた損失額(≦クレジットリミット)に縮小てん補率を乗じるもの。

セラーは、対象バイヤー別に設定されたクレジットリミットと 比べてとらえた損失額(≦クレジットリミット)に縮小てん補 率を乗じて算定します。

その場合、損失額は正味債権額ですが、クレジットリミットを上限とします。

正味債権額=総請求額-総回収額 ≤クレジットリミット

更に、保険金支払予定額は保険金支払限度額を上限としますが、算式は次のとおり。

損失額×縮小てん補率=保険金支払予定額 ≤保険金支払限度額

回収金通知時に…ユーザンス180日以内の案件…無料相談受付中(03-6365-1631)

回収に係る控除利息の有無のほか報告義務(回収金、回収協力義務の履行状況) 等を点検しましょう!

(注)公的保険では、セラーに回収協力義務の履行状況の報告義務があります。そして、回収金があった場合には控除利息の適用を受けるスキームがあります。しかし、民的保険では、回収金を取得したときは直ちに報告することが求められております。その場合、回収金に係る控除利息のスキームや、回収履行状況の報告義務を設けていないという保険会社があります。(http://tradesemi.comの15番参照。)

公的保険

- ◆回収金着金額(=元本+契約金利+延滞金利)の明細を明らかにし、1月以内に報告すること。
- ◆回収費用は、回収金の有無にかかわらず、 所定の代位比率(支払保険金額÷対外未回収 額×100%)に応じて負担請求すること。
- ◆控除利息は回収金を上限としてセラーに認められるもの。(控除利息充当額)
- ◆回収金: セラーが回収金を取得したときは、回収金通知書により 保険者に通知し、保険者から配分された額を差し引いて納付することになります。

納付額算式=回収金額×(支払保険金額÷対外未回収額) -控除利息充当額

- ◆回収費用の負担:セラーはサービサーに依頼しないで保険者の 指示に従って回収方策を実施し、回収費用が発生した場合には、保 険金請求後6月毎に費用負担分について請求することができます。
 - 負担額算式=回収費用×(支払保険金額÷対外未回収額)
- ◆控除利息: セラーは保険金が支払われるまでは保険者の指示に基づいて回収に協力し、その積み重ねのもとで回収に奏効することがあります。そこでは控除利息をセラーの手元におくわけです。

民的保険

- ◆回収金は保険金が支払われた範囲 内で保険会社に帰属し、その残額がセラーの配分額になること。
- ◆回収金: 保険会社の口座に入金された場合、回収金から保険会社帰属分を差し引きます。そして、その残額がセラーの配分額です。

回収金×縮小てん補率=保険会社帰属分 回収金ー保険会社帰属分=セラーの配分額 また、回収金の総額が債権額を超える場合、その超過額 から回収費用を差し引きます。そして、その残額がセラー の返還分です。

(回収金ー債権額)ー回収費用=セラー返還分